

第2期城陽市自殺対策計画

令和5年（2023年）3月

城 陽 市



「^{いのち}生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない

地域社会の実現」をめざして

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成22年以降は10年連続で減少し、令和元年は2万169人と統計開始以来最少となりました。このように、自殺者数は減少傾向にありましたが、女性の自殺者数が増加したことを背景に、令和2年は2万1,081人と増加に転じ、その後、自殺者数は増加傾向にあります。

自殺対策に関して、国においては、平成29年に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、令和4年10月には、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化を踏まえた、新たな「自殺総合対策大綱」が策定されました。

また、京都府においては、平成27年に都道府県で初めて「京都府自殺対策に関する条例」が制定され、令和3年には、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化を踏まえた、「京都府自殺対策推進計画」が改定されました。

本市におきましても、こうした動きを背景に、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、平成29年度に「城陽市自殺対策計画」を策定し、自殺対策に取り組んできたところです。

そして、この度、令和5年度から5年間を計画期間とする、「第2期城陽市自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画の基本目標である「^{いのち}“生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」をめざし、施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様や自殺対策に取り組むさまざまな団体のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご指導をいただきました城陽市地域福祉推進会議委員の皆様、また、パブリック・コメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和5年（2023年）3月

城陽市長 奥田 敏晴

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ等	4
	(1) 計画の位置づけ	4
	(2) 計画策定体制	4
	(3) 計画期間	4
	(4) 関連計画との整合	4
第2章	自殺の現状と課題	5
1	全国の自殺の動向	6
2	京都府の自殺の動向	9
3	城陽市の自殺の現状	10
4	「城陽市自殺対策計画」(平成30年(2018年)3月策定)の取組状況	13
5	国・府における動き	25
	(1) 国	25
	(2) 京都府	25
6	城陽市における自殺対策の課題	26
	(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進	26
	(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進	26
	(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備	26
第3章	基本目標等	27
1	基本目標	28
2	施策の体系	29
第4章	分野別計画	31
1	自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進	32
	(1) 市民の理解の促進	32
	(2) 関係団体の活動に対する支援	34
2	自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進	36
	(1) 人材育成	36
	(2) 職場、学校、地域における環境整備	38
3	自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備	40
	(1) 連携体制の整備	41
	(2) 自殺発生の危機対応	46
	(3) 自殺未遂者に対する支援	48
	(4) 自死遺族等に対する支援	50

第5章 計画推進のために.....	53
1 計画推進体制	54
2 市民参加による計画推進体制	54
資料編.....	55
資料1 城陽市地域福祉推進会議設置要綱.....	56
資料2 城陽市地域福祉推進会議委員名簿（令和4年度）	58
資料3 計画の策定経過.....	59
資料4 用語の説明	60
資料5 参考データ	63

本文中「*」のある用語につきましては、P60以降の「資料4 用語の説明」において、説明文を記載しています。

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 自殺対策に関して、国においては平成 18 年（2006 年）10 月に「自殺対策基本法*」が施行され、平成 19 年（2007 年）6 月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱*」が策定されました。
- また、平成 28 年（2016 年）4 月に改正自殺対策基本法が施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して自殺対策計画を策定するものとされました。さらに、平成 29 年（2017 年）7 月には、自殺の実態を踏まえ「自殺総合対策大綱」が見直され、この中で、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であることが明記されるとともに、自殺対策の本質が生きることの支援にあることが改めて認識されることとなりました。令和 4 年（2022 年）10 月には、令和 2 年（2020 年）以降の女性の自殺者数の増加や小中高生の自殺者数が過去最悪の水準となったことを踏まえた、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

改正自殺対策基本法

（第 13 条第 2 項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

自殺総合対策大綱

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

- 京都府においては平成 27 年（2015 年）4 月に都道府県で初めて「京都府自殺対策に関する条例」が制定されました。この条例に基づいて、平成 27 年（2015 年）12 月には、「京都府自殺対策推進計画」が策定され、また、令和 3 年（2021 年）3 月には第 2 次計画（計画期間令和 3 年度（2021 年度）～令和 7 年度（2025 年度））が策定されました。
- 本市では、このような状況を踏まえ、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、平成 30 年（2018 年）3 月に平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度）を計画期間とする「城陽市自殺

対策計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

- 全国の自殺者数は、自殺対策基本法が成立した平成 18 年（2006 年）と、令和元年（2019 年）を比較すると、男女ともに自殺者数は減少しており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられています。しかし、減少傾向にあった自殺者数は令和 2 年（2020 年）に 11 年ぶりに前年を上回り、特に女性の自殺者数が増加している状況です。
- このような状況の中、本市の自殺対策計画が令和 4 年度（2022 年度）に計画期間の終了を迎えることから、令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）を計画期間とする新たな自殺対策計画を策定します。これまでの取組を継承するとともに、新型コロナウイルス感染症による影響等の課題への対策も考慮しながら、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してまいります。
- 本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs* の理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGs の達成に向けた施策としての意義も持ちあわせています。

2 計画の位置づけ等



(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年(2016年)に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、「自殺総合対策大綱」の方針及び「京都府自殺対策推進計画」並びに地域の実情を勘案して策定するものです。

(2) 計画策定体制

全庁的な計画策定体制とするため、庁内関係部局の構成員からなる「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行うとともに、市長を本部長とする「城陽市自殺対策推進本部*」により計画内容の協議を行いました。

また、幅広い観点からの計画とするため、学識経験者、地元医師会等の保健医療関係者、福祉施設関係者、社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の地域福祉関係者、市民代表、高齢者クラブ等の生きがい・社会参加に関する団体、産業界等の関係者からなる「城陽市地域福祉推進会議」からも意見を伺いました。

さらに、ホームページ等を活用して令和4年(2022年)12月8日から令和5年(2023年)1月10日までの間、パブリック・コメント*を実施し、市民の意見の反映に努めました。

(3) 計画期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることも踏まえ、本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

なお、本計画は、計画期間中に「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(4) 関連計画との整合

本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画とし、「城陽市地域福祉計画」や「城陽市健康づくり計画」等の関連する分野別計画と整合を図ることとします。

第2章 自殺の現状と課題

1 全国の自殺の動向

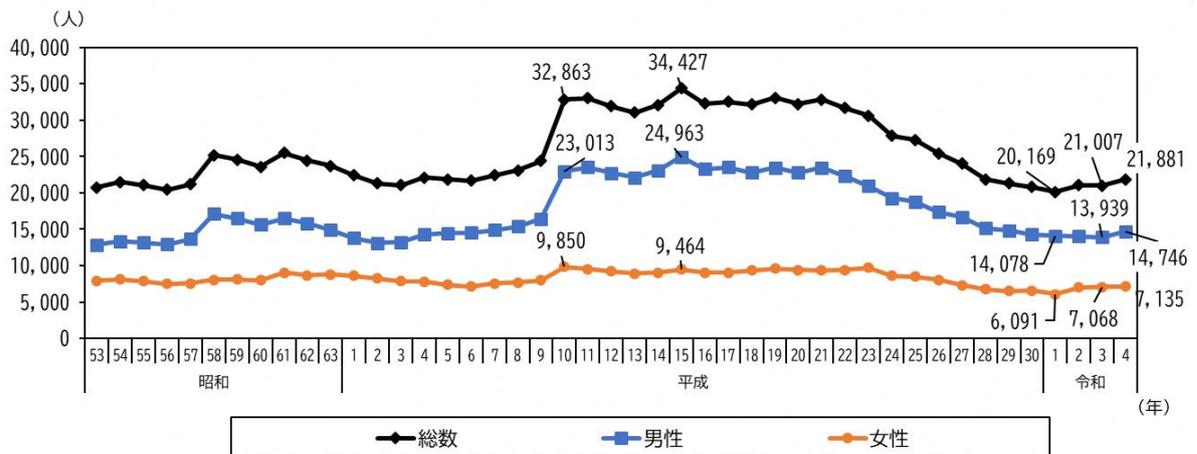
警察庁自殺統計によると、全国の自殺者数は、平成 10 年（1998 年）以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続き、平成 15 年（2003 年）には統計を取り始めた昭和 53 年（1978 年）以降で最多の 3 万 4,427 人となりましたが、その後 3 万 2,000 人から 3 万 3,000 人台で推移した後、平成 22 年（2010 年）以降は 10 年連続で減少し、令和元年（2019 年）は 2 万 1,69 人と統計開始以来最少となりました。

このように、全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和 2 年（2020 年）の自殺者数は 2 万 1,081 人と、前年から 912 人（4.5%）の増加に転じました。背景には、女性の自殺者数が 2 年ぶりに増加したことがあげられます。そして、令和 3 年（2021 年）は微減の 2 万 1,007 人となっています。さらに、令和 4 年（2022 年）の自殺者数は 2 万 1,881 人と前年より 874 人（4.2%）の増加となっています。

一方、人口 10 万人あたりの自殺者数をあらかず自殺死亡率は、昭和 58 年（1983 年）の 21.1 を一度目のピークとし、平成 3 年（1991 年）に 17.0 まで低下しました。その後、平成 9 年（1997 年）の 19.3 から平成 10 年（1998 年）に 26.0 と急上昇し、平成 15 年（2003 年）に二度目のピークの 27.0 に達しました。その後も高い水準で推移していましたが、平成 24 年（2012 年）以降は低下を続け、令和元年（2019 年）は統計開始以来最小の 16.0 となりました。しかし、その後再び上昇に転じ、令和 4 年（2022 年）の自殺死亡率は 17.5 となっています。

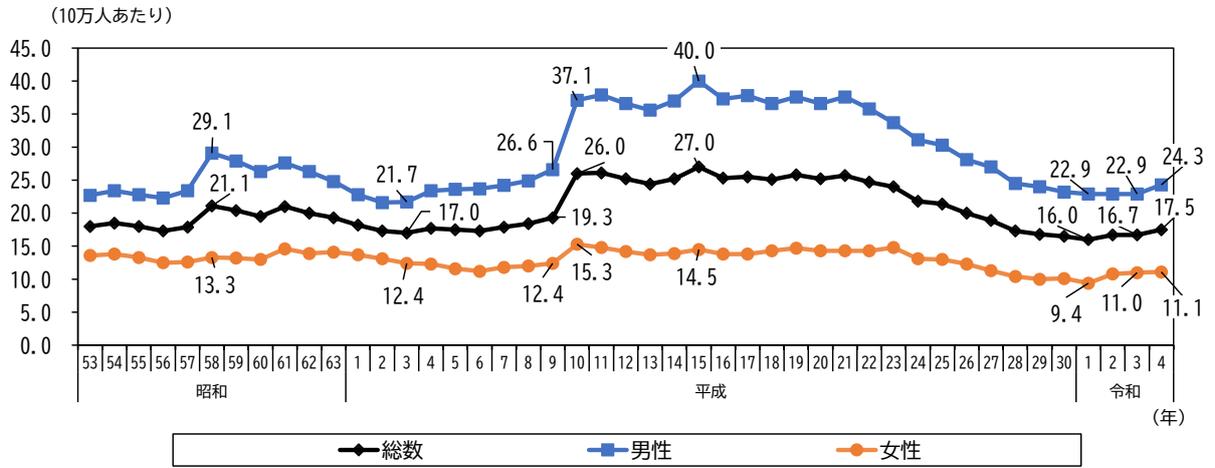
また、年代別の状況としては、令和 3 年（2021 年）の 10～39 歳の各年齢階級別の死因の 1 位は自殺となっています。近年の自殺の減少傾向の中で、自殺死亡率をみても、40 歳代、50 歳代、60 歳以上は、ピーク時から大幅に低下していますが、20 歳未満及び 20 歳代は高い水準で推移しており、20 歳未満は近年上昇傾向にあります。

【自殺者数の推移（全国）】

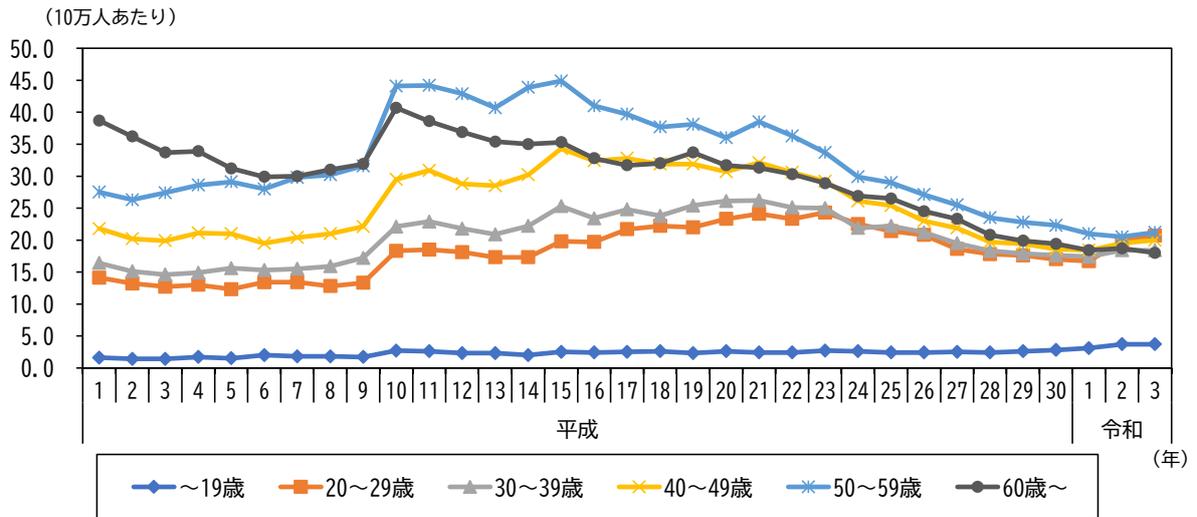


出典：「令和 4 年中における自殺の状況」（厚生労働省、警察庁）

【自殺死亡率の推移（全国）】



【年齢階級別自殺死亡率の推移（全国）】



【令和3年における死因順位別にみた年齢階級・性別死亡数・死亡率・構成割合（全国）】

年齢階級	第1位				第2位				第3位			
	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)	死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	自殺	128	2.4	29.0	悪性腫瘍	82	1.5	18.6	不慮の事故	52	1.0	11.8
15～19歳	自殺	632	11.5	52.5	不慮の事故	162	2.9	13.5	悪性新生物	126	2.3	10.5
20～24歳	自殺	1,285	21.8	58.9	不慮の事故	239	4.1	10.9	悪性新生物	157	2.7	7.2
25～29歳	自殺	1,241	20.9	53.4	悪性新生物	225	3.8	9.7	不慮の事故	201	3.4	8.7
30～34歳	自殺	1,180	19.0	41.2	悪性新生物	517	8.3	18.1	心疾患	197	3.2	6.9
35～39歳	自殺	1,297	18.3	30.2	悪性新生物	946	13.4	22.0	心疾患	377	5.3	8.8
40～44歳	悪性新生物	2,037	25.6	28.5	自殺	1,527	19.2	21.3	心疾患	757	9.5	10.6
45～49歳	悪性新生物	4,296	45.0	31.4	自殺	1,945	20.4	14.2	心疾患	1,693	17.7	12.4
50～54歳	悪性新生物	7,445	82.0	35.5	心疾患	2,797	30.8	13.4	自殺	1,852	20.4	8.8
55～59歳	悪性新生物	11,365	147.8	40.9	心疾患	3,544	46.1	12.8	脳血管疾患	1,996	26.0	7.2
60～64歳	悪性新生物	17,660	242.0	44.0	心疾患	5,122	70.2	12.8	脳血管疾患	2,645	36.2	6.6

※死亡率は人口10万対を表す。

※構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を100とした割合である。

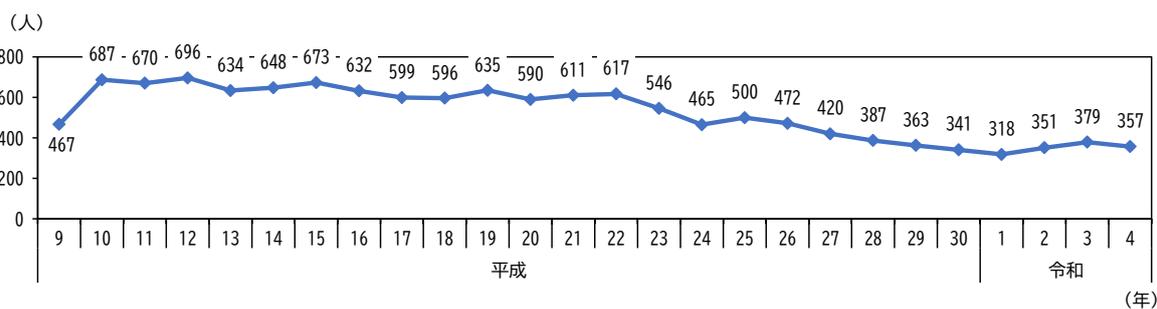
出典：「人口動態統計」（厚生労働省）

2 京都府の自殺の動向

京都府における自殺者数は、平成 10 年（1998 年）に 687 人と急増（前年から 220 人、47%増）して以来、深刻な状況が続いていましたが、平成 23 年（2011 年）以降は減少傾向に転じ、令和元年（2019 年）は 318 人となりました。「地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）」をみると、府においても全国と同様に、令和 2 年（2020 年）以降自殺者数の増加がみられ、令和 2 年（2020 年）は 351 人、令和 3 年（2021 年）は 379 人となっています。なお、令和 4 年（2022 年）は 357 人と減少しています。

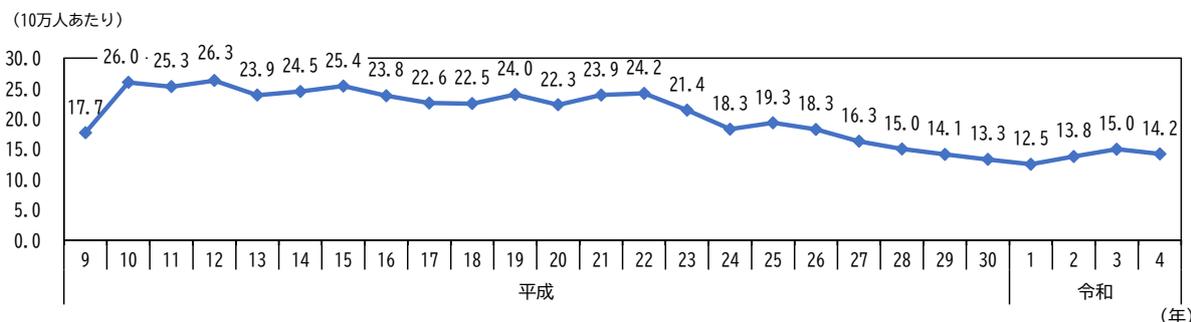
また、自殺死亡率も、平成 23 年（2011 年）以降は低下傾向に転じるとともに、全国を下回る水準で推移し、令和元年（2019 年）には 12.5 となりました。しかし、令和 2 年（2020 年）には 13.8、令和 3 年（2021 年）には 15.0 と上昇しています。なお、令和 4 年（2022 年）は 14.2 と減少しました。

【自殺者数の推移（京都府）】



出典：平成 20 年までは各年度中における「自殺の概要資料」（警察庁）、平成 21 年以降は「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【自殺死亡率の推移（京都府）】



出典：平成 20 年までは総務省統計局の「都道府県別人口（各年 10 月 1 日現在）-総人口」を用いて算出、平成 21 年以降は「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

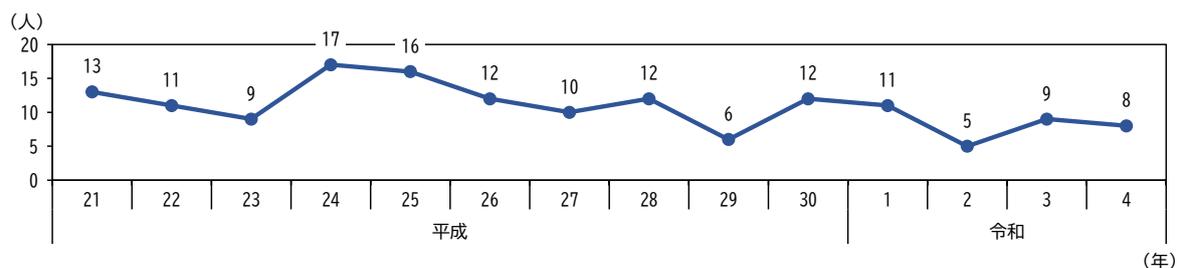
3 城陽市の自殺の現状

市町村単位で統計が取られ始めた平成21年（2009年）以降、本市における自殺者数は減少傾向にありました。「地域における自殺の基礎資料」で本市の状況をみると、平成24年（2012年）に17人と急増（前年比8人、89%増）しましたが、これをピークに、以降はそれより低い水準で推移しており、令和4年（2022年）は8人となっています。

年代別の傾向として、同資料では、平成21年（2009年）から令和4年（2022年）までの14年間の合計でみると、70歳代が最も多く、次いで50歳代となっています。また、同期間の男女別の合計では、男性が女性より多く、自殺者数全体の約7割を男性が占めています。

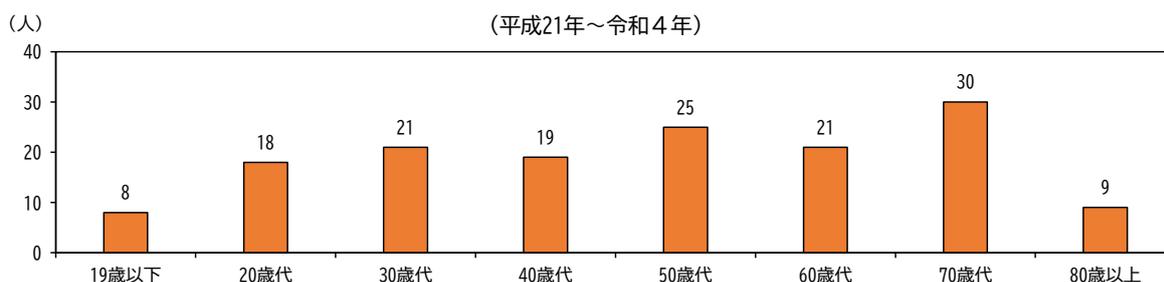
本市の自殺死亡率は、国、府に比べて低いものの、かけがえのない命が失われる自殺が後を絶たないのみならず、自殺者や自殺未遂者の家族や周りの人も深刻な心理的影響を受けることも含め、決して看過できない状況です。

【自殺者数の推移（城陽市）】



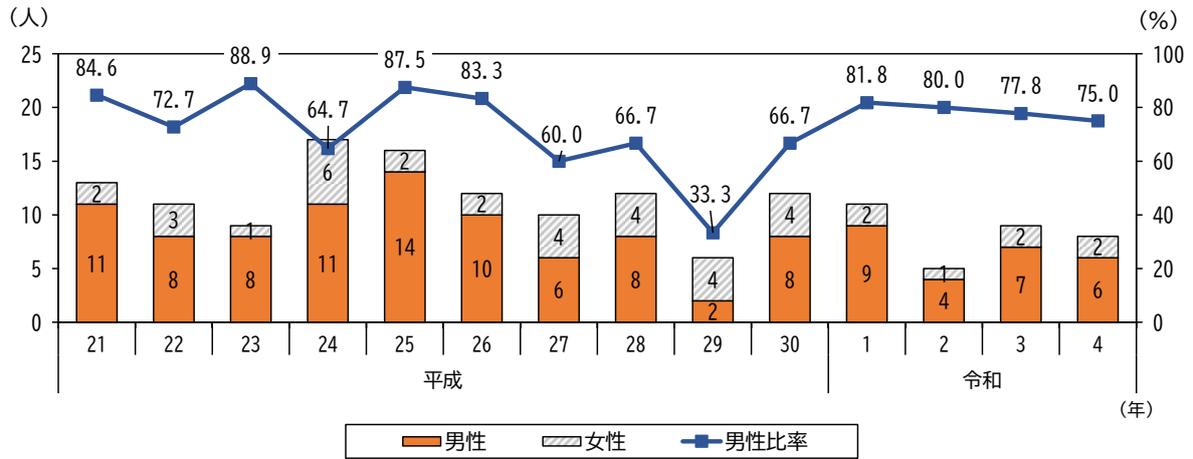
出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【年齢別自殺者数（城陽市）】



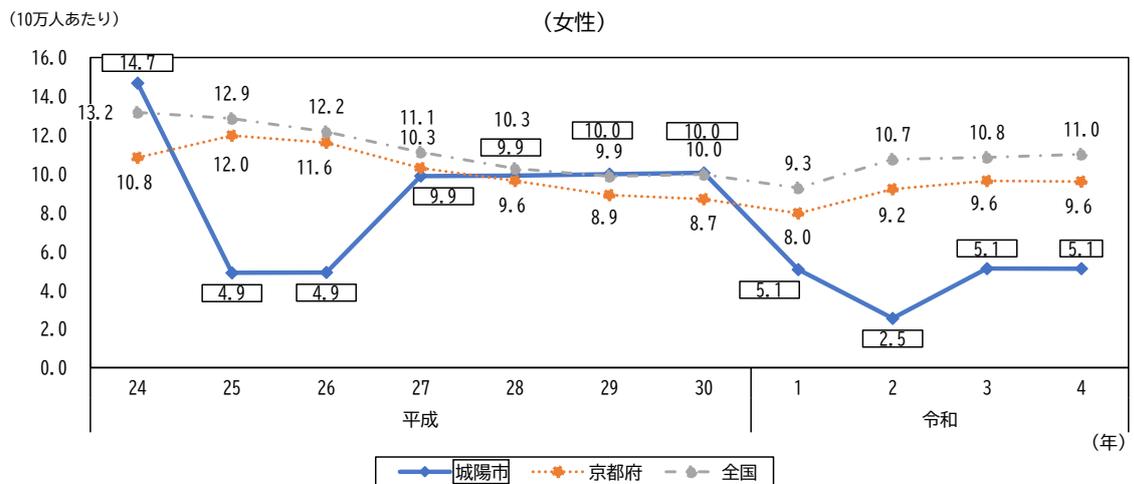
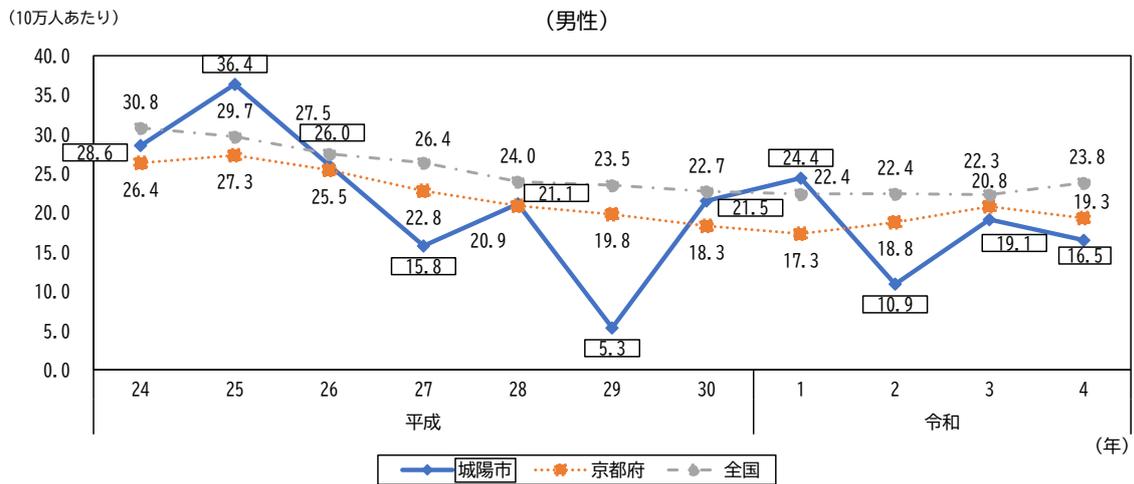
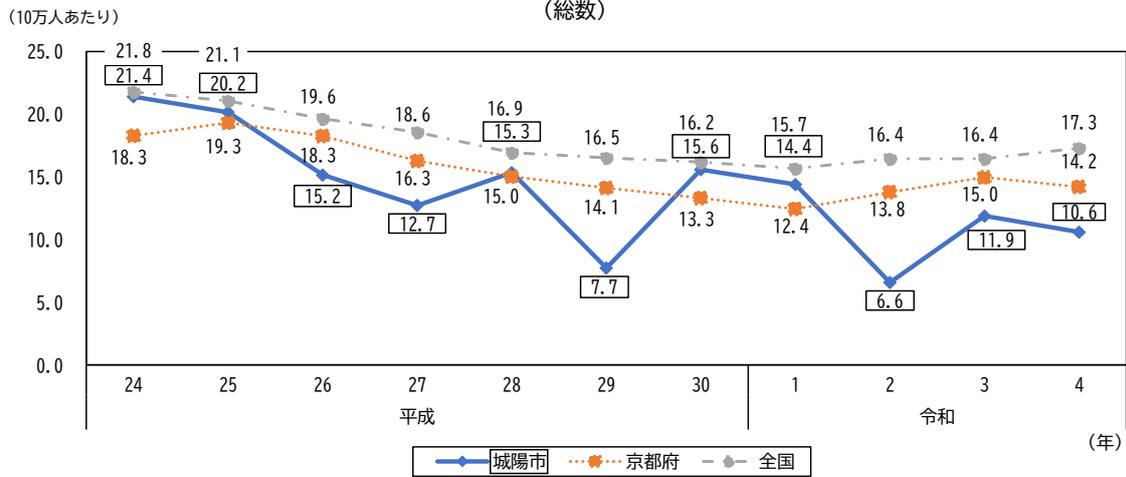
出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【男女別自殺者数の推移（城陽市）】



出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【城陽市自殺死亡率の推移（京都府・全国比較／人口10万対）】



出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

4 「城陽市自殺対策計画」(平成30年(2018年)3月策定) の取組状況

1 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

(1) 市民の理解の促進

①自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組

- 毎年度、市職員や民生委員・児童委員を対象にゲートキーパー*研修を行いました。令和元年度(2019年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により、民生委員・児童委員対象の研修が未開催となりました。令和元年度(2019年度)は京都府と共催でゲートキーパー研修(話の聞き方講座)を1回開催しており、38名の出席がありました。平成30年度(2018年度)から令和3年度(2021年度)までの間、合計217名が受研しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自殺予防週間の取組/ゲートキーパー研修	出席者数(市職員)	名	35	29	21	18
	出席者数(民生委員・児童委員)	名	33	未開催	20	23
	話の聞き方講座出席者数(京都府と共催)	名	-	38	-	-

- 市内小中学校に対し自殺予防啓発用ポケットティッシュの配布を毎年度継続して実施しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自殺対策強化月間の取組/自殺対策に関する施策の周知の推進	啓発用ポケットティッシュの配布数(市内小中学校6年生、中学校3年生)	個	1,410	1,250	1,450	1,450

- 城陽市障がい者自立支援協議会*の市民講座を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度(2020年度)は開催ができませんでした。令和3年度(2021年度)は、城陽市 YouTube 公式チャンネルで市民講座を配信したところ、704回の視聴がありました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組	市民講座参加者数(城陽市障がい者自立支援協議会)	名	170	180	未開催	704

※令和3年度(2021年度)は、城陽市 YouTube 公式チャンネルの視聴回数。

- 自殺リスクのある若年者が安心して話のできる電話相談及び来所相談（グリーンコール）のLINEアカウント登録者数は増加傾向にあります。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自殺対策に関する施策の周知の推進	グリーンコール LINE アカウント登録者数	名	50	61	88	93

②教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組

- 教育相談の体制を維持し、市全体で4名を配置しました。児童生徒、保護者からの相談を受け、指導・支援を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育相談	相談員数	名	4	4	4	4

(2) 自殺対策関係団体との連携

- 城陽市社会福祉協議会の社会福祉協議会活動推進事業、地域福祉推進事業等に対し、毎年度補助金を交付しました。また、市の民生委員・児童委員活動にも毎年度補助金を交付しており、市民の福祉向上に向けて両者の活動が充実するよう支援しています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉協議会活動の支援	補助金交付額	千円	50,458	52,222	52,452	52,110
民生委員・児童委員活動の支援	補助金交付額	千円	19,620	19,496	15,130	20,267

- 地域若者サポートステーションの事業について、「広報じょうよう」へ掲載し、市民へ周知を図りました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域若者サポートステーションの支援	「広報じょうよう」掲載回数	回	12	2	6	11

- 地域福祉計画の推進及び、関連計画との一体的な推進を図るため、地域福祉推進会議を開催しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域福祉計画の推進	地域福祉推進会議の開催回数	回	1	1	3	1

- 福祉ふれあいまつりにおける「いのちと暮らしの総合相談会」の実施、京都府相談・支援ネットワーク「京のいのち支え隊」(会議)へ参加しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)は未開催となりました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自殺対策関係団体との連携	福祉ふれあいまつりにおける「いのちと暮らしの総合相談会」開催回数	回	1	1	未開催	未開催
	京都府相談・支援ネットワーク「京のいのち支え隊」参加回数	回	1	1	未開催	未開催

2 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

(1) 人材育成

① 職場及び学校における人材育成

- 職員の心身の健康管理を図るため、毎年度1回健康管理研修「職場のメンタルヘルス*」を開催しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
職員研修	健康管理研修「職場のメンタルヘルス」開催回数	回	1	1	1	1

- 教職員が児童生徒の理解を深め、気づきや支援、相談における知識や技術の向上を図るため教職員の研修参加を推進しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教職員研修	研修参加の依頼回数	回	1	1	1	1

- (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートキーパー研修	出席者数(市職員)	名	35	29	21	18
	出席者数(民生委員・児童委員)	名	33	未開催	20	23
	話の聞き方講座出席者数(京都府と共催)	名	-	38	-	-

②地域における人材育成

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートキーパー研修	出席者数(市職員)	名	35	29	21	18
	出席者数(民生委員・児童委員)	名	33	未開催	20	23
	話の聞き方講座出席者数(京都府と共催)	名	-	38	-	-

(2) 職場、学校、地域における環境整備

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートキーパー研修	出席者数(市職員)	名	35	29	21	18
	出席者数(民生委員・児童委員)	名	33	未開催	20	23
	話の聞き方講座出席者数(京都府と共催)	名	-	38	-	-

○ 就学援助を行いました。当初認定数は減少傾向にあります。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就学援助	就学援助当初認定数	名	1,084	1,027	961	945

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育相談	相談員数	名	4	4	4	4

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉協議会活動の支援	補助金交付額	千円	50,458	52,222	52,452	52,110
民生委員・児童委員活動の支援	補助金交付額	千円	19,620	19,496	15,130	20,267

- 学校教育での自殺予防に向けた取組やSOSの出し方に関する教育の実施を依頼し、道徳の時間や保健体育等各教科の授業等、学校の教育活動全体を通しての自殺予防に向けた取組や体験活動による命の大切さの理解につながる教育を推進しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校教育での自殺予防に向けた取組	取組依頼回数	回	2	2	2	2
SOSの出し方に関する教育	取組依頼回数	回	2	2	2	2

3 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

(1) 連携体制の整備

①関係機関とのネットワークの構築

- 「京都府精神科救急医療強化事業事例検討会」に出席し医療機関、保健所と自殺未遂者等の事例検討を行ってきましたが、令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未開催となりました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
関係機関との情報共有	自損行為緊急搬送事案情報共有件数※	件	46	31	34	26
	京都府精神科救急医療強化事業事例検討会出席回数	回	2	1	未開催	未開催

※自損行為緊急搬送事案情報共有先は、福祉課、高齢介護課、学校教育課、警察署。

○（再掲）

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自殺対策関係団体との連携	福祉ふれあいまつりにおける「いのちと暮らしの総合相談会」開催回数	回	1	1	未開催	未開催
	京都府相談・支援ネットワーク「京のいのち支え隊」参加回数	回	1	1	未開催	未開催

②様々な支援制度等との連携

- 各専門相談の相談件数は、年度により増減がみられます。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門相談	法律相談件数	件	335	323	299	309
	行政相談件数	件	3	1	0	1
	人権相談件数	件	15	9	3	2
	女性相談件数	件	306	244	189	223

- 「城陽犯罪被害者支援連絡協議会通常総会」への参加等、警察等との連携を図りながら必要な支援を途切れることなく行いました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
犯罪被害者等への支援	城陽犯罪被害者支援連絡協議会通常総会参加回数	回	1	1	未開催	未開催

- 生活保護世帯数は平成 30 年度（2018 年度）の 610 世帯から、令和 3 年度（2021 年度）は 588 世帯へ減少しています。

施策名	取組実績内容	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活保護援助	生活保護世帯数	世帯	610	607	582	588

- 生活の不安定な世帯に対し、緊急・一時的な資金を必要とされた際にくらしの資金を貸し付けています。

施策名	取組実績内容	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
くらしの資金の貸付	くらしの資金貸付件数	件	26	33	36	28

- 多重債務相談件数は横ばいで推移しています。

施策名	取組実績内容	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
多重債務解決支援	多重債務相談件数	件	27	26	27	28

- 生活福祉資金貸付制度において、新型コロナウイルス感染症拡大に係る特例貸付により対象者を拡大し、生活困窮者支援事業における相談が要件となったことから、令和 2 年度（2020 年度）以降については、件数が大幅に増加しました。

施策名	取組実績内容	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活困窮者自立相談支援	くらしと仕事の相談窓口*相談件数	件	97	81	387	286

- 平成 30 年度（2018 年度）から令和 3 年度（2021 年度）における生活困窮者に対する自立支援事業により、計 13 名が自立に至りました。

施策名	取組実績内容	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活困窮者援助	自立者数	名	4	4	2	3

- 平成 30 年度（2018 年度）から令和 3 年度（2021 年度）の就労自立給付金の支給件数は合計 11 件、進学準備給付金の支給件数は合計 25 件となっています。

施策名	取組実績内容	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
就労自立支援	就労自立給付金支給件数	件	2	6	3	0
	進学準備給付金支給件数	件	3	11	3	8

- 地域包括支援センター*における相談件数は増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）は2,641件となっています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
包括的支援	相談件数（3カ所計）	件	2,420	2,140	2,528	2,641

- 毎年度1回「広報じょうよう」にストレスとの付き合い方・解消方法等のこころの健康に関する情報を掲載し、普及啓発を行っています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康教育	「広報じょうよう」掲載数（こころの健康に関する情報の普及啓発）	回	1	1	1	1

- 健康相談者数は、おおむね横ばいで推移しています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
健康相談	相談者数（面談及び電話によるこころの相談）	名	3	3	3	6

- 妊娠届の受付・母子健康手帳交付時、また乳幼児に関する事業等で、妊娠期から子育て中の相談に応じ、必要な支援を行っています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育て世代包括支援センター	妊娠届出数（転入者含む）	件	508	495	478	452

- 児童扶養手当認定者数は減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）は635名となっています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
母子及び父子並びに寡婦等に対する自立支援	児童扶養手当認定者数	名	723	676	668	635

- 家庭児童相談室において電話や面談等で児童虐待や養育等の相談・指導を行いました。令和元年度（2019年度）は456件となっており、前年より大幅な増加がみられました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭児童相談	相談件数	件	355	456	399	400

- 乳児家庭全戸訪問の訪問件数は対象乳児の減少により年々少なくなっています。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
乳児家庭全戸訪問	訪問件数	件	186	163	148	143

- 消費生活センターへの相談件数は年度により増減がみられます。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
消費生活相談	消費生活センターへの相談件数	件	434	393	444	382

- 児童生徒、保護者からの相談を受け、指導・支援を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りました。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
適応指導教室	相談員数	名	4	4	4	4

- (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
教育相談	相談員数	名	4	4	4	4

- (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就学援助	就学援助当初認定数	名	1,084	1,027	961	945

(2) 自殺発生の危機対応

- 自殺リスクのある若年者が安心して話のできる電話相談及び来所相談（グリーンコール）を実施しました。相談件数は増加傾向にあります。
- 精神障がいや人間関係等の複合的な悩みを抱えている若年者を対象に、夜間でも気軽に話のできる電話相談（トワイライトコール）を実施しました。相談件数は増加傾向にあります。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話等相談	グリーンコール相談件数	件	272	265	325	314
	トワイライトコール相談件数	件	327	311	361	358

- (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートキーパー研修	出席者数（市職員）	名	35	29	21	18
	出席者数（民生委員・児童委員）	名	33	未開催	20	23
	話の聞き方講座出席者数（京都府と共催）	名	-	38	-	-

- ストレスや落ち込み度をセルフチェックできる「こころの体温計」のアクセス数は、年度により増減がみられます。

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ICT*を活用した自殺対策	こころの体温計アクセス数	件	6,152	6,160	3,828	4,199

- (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学校教育での自殺予防に向けた取組	取組依頼回数	回	2	2	2	2
SOSの出し方に関する教育	取組依頼回数	回	2	2	2	2

(3) 自殺未遂者に対する支援

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電話等相談	グリーンコール相談件数	件	272	265	325	314
	トワイライトコール相談件数	件	327	311	361	358

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ゲートキーパー研修	出席者数(市職員)	名	35	29	21	18
	出席者数(民生委員・児童委員)	名	33	未開催	20	23
	話の聞き方講座出席者数(京都府と共催)	名	-	38	-	-

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ICTを活用した自殺対策	こころの体温計アクセス数	件	6,152	6,160	3,828	4,199

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
居場所づくり	市民講座参加者数(城陽市障がい者自立支援協議会)	名	170	180	未開催	704

※令和3年度(2021年度)は、城陽市 YouTube 公式チャンネルの視聴回数。

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
関係機関との情報共有	自損行為緊急搬送事案情報共有件数※	件	46	31	34	26
	京都府精神科救急医療強化事業事例検討会出席回数	回	2	1	未開催	未開催

※自損行為緊急搬送事案情報共有先は、福祉課、高齢介護課、学校教育課、警察署。

(4) 自死遺族等に対する支援

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
専門相談	法律相談件数	件	335	323	299	309
	行政相談件数	件	3	1	0	1
	人権相談件数	件	15	9	3	2
	女性相談件数	件	306	244	189	223

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ICTを活用した自殺対策	こころの体温計アクセス数	件	6,152	6,160	3,828	4,199

○ (再掲)

施策名	取組実績内容	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
居場所づくり	市民講座参加者数(城陽市障がい者自立支援協議会)	名	170	180	未開催	704

※令和3年度(2021年度)は、城陽市YouTube公式チャンネルの視聴回数。

5 国・府における動き

(1) 国

- 全国の自殺者数の深刻な状況を踏まえ、自殺対策に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図ることを目的に、平成 18 年（2006 年）10 月に「自殺対策基本法」が施行されました。
- 平成 19 年（2007 年）6 月には、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が策定され、地方公共団体をはじめ、医療機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間団体等との密接な連携を図りつつ、自殺対策を推進することとされました。この大綱はおおむね 5 年ごとに見直すこととされていたことから、平成 28 年（2016 年）の自殺対策基本法の改正にあわせて、全国の自殺の実態を踏まえ、平成 29 年（2017 年）7 月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。また、令和 4 年（2022 年）10 月には、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化を踏まえた、新たな「自殺総合対策大綱」が策定されました。

(2) 京都府

- 京都府における自殺者数は、平成 10 年（1998 年）に急増して 600 人を超えて以来、深刻な状態が継続してきました。その間、府においては、平成 19 年（2007 年）に京都府自殺対策連絡協議会でとりまとめられた「京都府における自殺対策のあり方に関する提言」を踏まえ、ゲートキーパーの養成や京都府自殺ストップセンター*の設置等の自殺対策が強化され、平成 23 年（2011 年）以降、自殺者数は減少傾向となりました。
- しかしながら、依然として自殺者が多いことから、国、府、市町村及び府民等が一体となって自殺対策を推進し、悩み苦しんでいる人々が孤独・孤立することを防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会の実現を目的として、平成 27 年（2015 年）4 月に都道府県で初めて「京都府自殺対策に関する条例」が制定されました。この条例に基づいて、同年 12 月には、「京都府自殺対策推進計画」が策定され、自殺対策に関する現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進することとされています。また、令和 3 年（2021 年）3 月には、最新の自殺者数の動向や社会情勢の変化を踏まえた、第 2 次計画が策定されました。

6 城陽市における自殺対策の課題

(1) 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

- 自殺は、心身の問題のみならず、経済や雇用をめぐる環境、職場や学校での人間関係等の様々な社会的要因が複雑に関係しており、一部の人のみではなく、誰もが当事者となり得るものです。また、自殺対策には、悩みを抱えた人が孤独・孤立に陥らないよう、適切な支援を行うことが必要であることが広く市民に認識されるよう、自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心として、あるいは教育を通じて、市民の理解促進を図る必要があります。

(2) 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

- 自殺は、その多くが、様々な社会的要因によって心理的に追い込まれた末の死であることから、周りの悩んでいる人に寄り添い、孤独・孤立を防ぐため、ゲートキーパー研修等による、職場、学校、地域における人材育成やいつでも相談できる環境整備等、その要因が軽減されるよう対策を実施する必要があります。

(3) 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

- 悩みを抱えた人を取り巻く地域や職場、人間関係や家族の状況等も様々であることから、一人ひとりの置かれた状況や、その原因・背景に対応したきめ細かな支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援制度*の「くらしと仕事の相談窓口」や地域包括支援センター、地域共生社会*の実現や取組などの関連施策とも連携し、相談・支援体制の整備を進める必要があります。
- 第4次総合計画で示すめざまちの姿を実現するため、心の健康づくり等の自殺予防の取組から、現に自殺が起こりつつある事態への対応、自殺未遂が発生した場合への対応や自死遺族への対応まで、それぞれの段階を捉えて対象者の特性に応じた切れ目のない対策を実施するため、国、府、民間団体、市民等との適切な役割分担及び連携の下で、支援体制等を整備する必要があります。

なお、これらの課題に加えて、新型コロナウイルス感染症がまん延したことの影響により、人との関わり合いや雇用形態をはじめとして様々な変化が生じていることを踏まえる必要があります。また、これらの課題解決にあたっては、時期を同じくして、女性の自殺者数が増加しており、減少傾向にあった自殺者数が増加に転じたこと、さらに全体的に減少傾向にあっても子どもや若者の自殺死亡率は高い水準で推移していること等を考慮するとともに、国や府の動きを踏まえ、支援を進めていく必要があります。

第 3 章 基本目標等

1 基本目標

本市では、「城陽市総合計画」のまちづくりの目標の1つである「“生命輝く” 安心とふれあいがひろがるまち」を目指し、「城陽市地域福祉計画」の理念に基づいて、「互いに尊重しあい、支えあうまちづくり」、「みんなが参画し、協働するまちづくり」、「だれもが安心できるまちづくり」を進めています。

本計画では、これらの考えを踏まえるとともに、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」における次の4つの基本認識を基本とした目標を掲げます。

自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」
- 「年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている」
- 「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」
- 「地域レベルの実践的な取組をPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを通じて推進する」

この4つの基本認識を踏まえ、本市では、「“生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を本計画の目標とします。

<基本目標>

“生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現

また、国が自殺総合対策大綱において、当面の目標として令和8年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることとしていることを踏まえ、本市も同様に、令和8年（2026年）までに自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることを当面の目標とします。

2 施策の体系

以下、分野別計画における施策の体系を示します。

1. 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

(1) 市民の理解の促進

- ①自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組
 - 自殺予防週間の取組
 - 自殺対策強化月間の取組
 - 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
 - 自殺対策に関する施策の周知の推進
 - 自殺対策関係団体との連携
- ②教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組
 - 教育相談

(2) 関係団体の活動に対する支援

- 社会福祉協議会活動の支援
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 地域若者サポートステーションの支援
- 地域福祉計画の推進
- 自殺対策関係団体との連携

2. 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

(1) 人材育成

- ①職場及び学校における人材育成
 - 職員研修
 - 教職員研修
 - ゲートキーパー研修
- ②地域における人材育成
 - ゲートキーパー研修
 - 府の取組への協力

(2) 職場、学校、地域における環境整備

- ゲートキーパー研修
- 就学援助
- 教育相談
- 社会福祉協議会活動の支援
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- SOSの出し方に関する教育
- ゴリゴリ元気体操
- 府の取組への協力

3. 自殺の原因・背景に
対応した支援体制等
の整備

(1) 連携体制の整備

① 関係機関とのネットワークの構築

- 自損行為に係る情報共有
- 自殺対策関係団体との連携
- 医療機関との連携

② 様々な支援制度等との連携

- 専門相談
- 男女共同参画支援センターでの支援
- DV等あらゆる暴力を根絶するための取組
- 犯罪被害者等への支援
- 生活保護援助
- 暮らしの資金の貸付
- 多重債務解決支援
- 生活困窮者自立相談支援
- 生活困窮者援助
- 就労自立支援
- 包括的支援
- 健康教育
- 健康相談
- 子育て世代包括支援センターでの支援
- 母子及び父子並びに寡婦等に対する自立支援
- 子ども家庭総合支援拠点
- 乳児家庭全戸訪問
- 消費生活相談
- 働く女性の家での支援
- 適応指導教室
- 教育相談
- 就学援助

(2) 自殺発生の危機対応

- 電話等相談
- ゲートキーパー研修
- ICTを活用した自殺対策
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- SOSの出し方に関する教育

(3) 自殺未遂者に対する支援

- 電話等相談
- ゲートキーパー研修
- ICTを活用した自殺対策
- 居場所づくり
- 自損行為に係る情報共有

(4) 自死遺族等に対する支援

- 専門相談
- 男女共同参画支援センターでの支援
- ICTを活用した自殺対策
- 居場所づくり
- おくやみ窓口コンシェルジュ
- 府の取組への協力

第4章 分野別計画

1 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

■ 施策体系

1. 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進

(1) 市民の理解の促進

- ① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組
 - 自殺予防週間の取組
 - 自殺対策強化月間の取組
 - 自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
 - 自殺対策に関する施策の周知の推進
 - 自殺対策関係団体との連携
- ② 教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組
 - 教育相談

(2) 関係団体の活動に対する支援

- 社会福祉協議会活動の支援
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 地域若者サポートステーションの支援
- 地域福祉計画の推進
- 自殺対策関係団体との連携

(1) 市民の理解の促進

■ 課題認識

令和3年（2021年）8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しており、今や誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。

このように、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った人の心情や背景を理解する必要があります。

■ 基本方針

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深めます。また、危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

■ 施策の方針

① 自殺予防週間・自殺対策強化月間を中心とした自殺の問題に関する理解促進の取組

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
自殺予防週間の取組	<ul style="list-style-type: none"> 自殺予防週間(9月10日～9月16日)に国、府、関係団体が実施する各種啓発事業にあわせて、「広報じょうよう」に自殺対策啓発記事を掲載するとともに、ゲートキーパー研修を実施します。 	継続	福祉課
自殺対策強化月間の取組	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策強化月間(3月)に国、府、関係団体が実施する各種啓発事業にあわせて、市内の小学生及び中学生に自殺予防啓発用ポケットティッシュを配布するとともに、ゲートキーパー研修を実施します。 	充実	福祉課
自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組	<ul style="list-style-type: none"> 城陽市障がい者自立支援協議会の市民講座等の機会を通じ、自殺や精神疾患に対する正しい理解を広げます。 	継続	福祉課
自殺対策に関する施策の周知の推進	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談及び来所相談として、自殺のリスクを抱える若年者が安心して相談できる窓口について啓発します。 	継続	福祉課
自殺対策関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 悩みや困難を抱える人が身近なところで相談・支援を受けられるようにするため、京都府及び山城北精神保健福祉ネットワークと共催で福祉ふれあいまつりにおいて相談会を実施するとともに、自殺対策の啓発を行います。 	継続	福祉課

② 教育を通じた自殺の問題に関する理解促進の取組

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、保護者からの相談を受け、指導・支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。 	継続	学校教育課

(2) 関係団体の活動に対する支援

■ 課題認識

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化等の様々な要因とその人の性格、家族の状況、死生観等が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、うつ状態等の精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。また、コロナ禍における新たな課題に対して、連携して対応する必要があります。

■ 基本方針

身近な地域において、悩みを抱えた人等に対する様々な支援等の役割を日常的に担う社会福祉協議会、民生委員・児童委員等と連携します。

また、自殺対策に取り組む様々な主体と連携・協働して自殺対策を推進します。

■ 施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
社会福祉協議会活動の支援	・ 住民が主体となって福祉活動を進める母体である城陽市社会福祉協議会に対し、社会福祉の増進を図る目的で補助することにより、きめ細かな福祉活動の展開を城陽市社会福祉協議会及び各校区社会福祉協議会とともに促進します。	継続	福祉課
民生委員・児童委員活動の支援	・ 民生委員・児童委員の活動を支援し、活動の円滑化を図るとともに、城陽市民生児童委員協議会に対してその活動に要する経費の一部を助成し、社会福祉の増進を図ります。	継続	福祉課
地域若者サポートステーションの支援	・ 地域若者サポートステーション（サポステ）は、働くことに踏み出せない若者たちとじっくり向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、就職して社会へ踏み出す橋渡しが行われています。	継続	商工観光課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
地域福祉計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画の推進及び、関連計画との一体的な推進を図るため、地域福祉推進会議を開催します。 	継続	福祉課
自殺対策関係団体との連携 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 悩みや困難を抱える人が身近なところで相談・支援を受けられるようにするため、京都府及び山城北精神保健福祉ネットワークと共催で福祉ふれあいまつりにおいて相談会を実施するとともに、自殺対策の啓発を行います。 	継続	福祉課

2 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

■ 施策体系

2. 自殺の背景となる要因の軽減のための取組の推進

(1) 人材育成

① 職場及び学校における人材育成

- 職員研修
- 教職員研修
- ゲートキーパー研修

② 地域における人材育成

- ゲートキーパー研修
- 府の取組への協力

(2) 職場、学校、地域における環境整備

- ゲートキーパー研修
- 就学援助
- 教育相談
- 社会福祉協議会活動の支援
- 民生委員・児童委員活動の支援
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- SOSの出し方に関する教育
- ゴリゴリ元気体操
- 府の取組への協力

(1) 人材育成

■ 課題認識

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援するため、1人でも多くの方がゲートキーパーとしての意識を持ち、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが必要です。

■ 基本方針

職場、学校及び地域において、ゲートキーパーをはじめ、悩みを抱えた人に対する相談等の支援を行う人材の育成を推進します。

■ 施策の方針

① 職場及び学校における人材育成

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
職員研修	・ 職場のメンタルヘルス等の研修により、職員の心身の健康管理を図ります。	継続	人事課
教職員研修	・ 教職員が児童生徒に対する理解を深め、気づきや支援相談における知識や技術の向上を図るため、教職員の研修参加を推進します。	継続	学校教育課
ゲートキーパー研修	・ 自殺のリスクを抱える人の周りの人が、自殺のサインに早期に気づき対応できるよう、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの育成対象者を拡大します。	充実	福祉課

② 地域における人材育成

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
ゲートキーパー研修 (再掲)	・ 自殺のリスクを抱える人の周りの人が、自殺のサインに早期に気づき対応できるよう、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの育成対象者を拡大します。	充実	福祉課
府の取組への協力	・ 京都府が実施する自死遺族サポーターやこころの健康推進員の養成等の取組に協力します。	継続	福祉課

(2) 職場、学校、地域における環境整備

■ 課題認識

職場は、働く人の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ること等により、自殺対策において重要な役割を果たします。ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、職場の活力や生産性の低下をもたらします。

また、学校や地域では、相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに、支援を得ることができず、自殺に追い込まれる人が少なくないことから、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか、情報を提供するとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを伝えることが必要です。

■ 基本方針

職場、学校及び地域において、悩みを抱えた人に対する相談等の支援を行うなど、心身の健康を保持する環境を整備し、地域力の向上に努めます。

■ 施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
ゲートキーパー研修 (再掲)	・ 自殺のリスクを抱える人の周りの人が、自殺のサインに早期に気づき対応できるよう、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの育成対象者を拡大します。	充実	福祉課
就学援助	・ 経済的理由によって、就学困難な児童生徒に必要な援助を実施します。	継続	学校教育課
教育相談 (再掲)	・ 児童生徒、保護者からの相談を受け、指導・支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。	継続	学校教育課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
社会福祉協議会活動の支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 住民が主体となって福祉活動を進める母体である城陽市社会福祉協議会に対し、社会福祉の増進を図る目的で補助することにより、きめ細かな福祉活動の展開を城陽市社会福祉協議会及び各校区社会福祉協議会とともに促進します。 	継続	福祉課
民生委員・児童委員活動の支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の活動を支援し、活動の円滑化を図るとともに、城陽市民生児童委員協議会に対してその活動に要する経費の一部を助成し、社会福祉の増進を図ります。 	継続	福祉課
学校教育での自殺予防に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の時間や保健体育等各教科の授業等、学校の教育活動全体を通しての自殺予防に向けた取組や体験活動による命の大切さの理解につながる教育を推進します。 ICT教育の推進とあわせて情報モラル教育の一層の充実を図ります。 	充実	学校教育課
SOSの出し方に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> 道徳の時間を中心に各教科の授業等、学校の教育活動全体を通してSOSの出し方に関する教育を積極的に推進し、つらいときや苦しいときに助けを求めること等を学ぶ教育を推進します。 	継続	学校教育課
ゴリゴリ元気体操	<ul style="list-style-type: none"> 身体の機能の維持と向上に効果のある「ゴリゴリ元気体操」プログラムを作成し、地域で自主的に取り組んでいただくことにより、外出機会の創出及び社会とのつながりの希薄化を予防し、孤独・孤立に陥らないよう支援します。 	新規	高齢介護課
府の取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> 京都府が実施する京都府こころのケアセンターやチーム絆、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター等の取組に協力します。 	継続	福祉課

3 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

■ 施策体系

3. 自殺の原因・背景に対応した支援体制等の整備

(1) 連携体制の整備

① 関係機関とのネットワークの構築

- 自損行為に係る情報共有
- 自殺対策関係団体との連携
- 医療機関との連携

② 様々な支援制度等との連携

- 専門相談
- 男女共同参画支援センターでの支援
- DV等あらゆる暴力を根絶するための取組
- 犯罪被害者等への支援
- 生活保護援助
- 暮らしの資金の貸付
- 多重債務解決支援
- 生活困窮者自立相談支援
- 生活困窮者援助
- 就労自立支援
- 包括的支援
- 健康教育
- 健康相談
- 子育て世代包括支援センターでの支援
- 母子及び父子並びに寡婦等に対する自立支援
- 子ども家庭総合支援拠点
- 乳児家庭全戸訪問
- 消費生活相談
- 働く女性の家での支援
- 適応指導教室
- 教育相談
- 就学援助

(2) 自殺発生の危機対応

- 電話等相談
- ゲートキーパー研修
- ICTを活用した自殺対策
- 学校教育での自殺予防に向けた取組
- SOSの出し方に関する教育

(3) 自殺未遂者に対する支援

- 電話等相談
- ゲートキーパー研修
- ICTを活用した自殺対策
- 居場所づくり
- 自損行為に係る情報共有

(4) 自死遺族等に対する支援

- 専門相談
- 男女共同参画支援センターでの支援
- ICTを活用した自殺対策
- 居場所づくり
- おくやみ窓口コンシェルジュ
- 府の取組への協力

(1) 連携体制の整備

■ 課題認識

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して「“^{いのち}生命輝く” 誰も自殺に追い込まれることのない地域社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。また、女性の自殺対策については、コロナ禍で顕在化した課題や女性特有の視点を踏まえ、妊産婦への支援等に取り組む必要があります。

■ 基本方針

地域における相談・支援ネットワークの構築や、悩みを抱えた人を支援する様々な制度等との連携を推進します。

■ 施策の方針

① 関係機関とのネットワークの構築

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
自損行為に係る情報共有	<ul style="list-style-type: none">自損行為による緊急搬送事案が発生した場合、すべての事案について、警察及び関係課と情報共有を行い、必要に応じて、連携を図ります。京都府精神科救急医療連携強化事業の一環として、毎月の自損行為による緊急搬送事案件数を京都府に報告し、情報共有を図ります。	継続	救急課
自殺対策関係団体との連携(再掲)	<ul style="list-style-type: none">悩みや困難を抱える人が身近なところで相談・支援を受けられるようにするため、京都府及び山城北精神保健福祉ネットワークと共催で福祉ふれあいまつりにおいて相談会を実施するとともに、自殺対策の啓発を行います。	継続	福祉課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 一般救急病院と精神科病院が連携して、円滑に受入医療機関に搬送し、適切な治療が受けられるよう府が進める医療提供体制の強化への協力や、新たな自殺を発生させないよう自殺未遂者へ情報提供等の連携に努め、適切な日常生活への支援につなげます。 	新規	関係各課

②様々な支援制度等との連携

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
専門相談	<ul style="list-style-type: none"> 法律に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう法律相談（弁護士相談、司法書士相談）を継続して実施します。 行政施策等に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう行政相談を継続して実施します。 人権に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう人権相談を継続して実施します。 	継続	市民活動支援課
男女共同参画支援センターでの支援	<ul style="list-style-type: none"> 女性の生き方やドメスティック・バイオレンス（DV）*等に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう女性相談（一般相談、専門相談、法律相談）を継続して実施します。 講座開催や啓発事業等の取組により、男女共同参画意識を醸成します。 	継続	市民活動支援課
DV等あらゆる暴力を根絶するための取組	<ul style="list-style-type: none"> DV等あらゆる暴力を根絶するための広報・啓発活動を実施します。 女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)にあわせて、啓発事業等を実施します。 	継続	市民活動支援課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
犯罪被害者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等の市の総合窓口として、庁内連絡会議の設置、見舞金の支給等、警察等との連携を図りながら必要な支援を途切れることなく行います。 	継続	危機・防災対策課
生活保護援助	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に事業を行います。また、生活保護受給者に対して、健康管理の自覚を促すとともに重症化を防ぐために検診の受診勧奨を実施します。 	充実	福祉課
くらしの資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> 生活の不安定な世帯に対して、緊急・一時的な資金を必要としたときに「くらしの資金」を貸し付けます。 	継続	福祉課
多重債務解決支援	<ul style="list-style-type: none"> 多重債務を抱える人に対し、相談員が個別の相談に応じ、考えられる解決方法を検討・助言します。また、司法書士等と連携を図り、必要に応じて専門機関を紹介、案内します。 	継続	福祉課
生活困窮者自立相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対する包括的な相談窓口「くらしと仕事の相談窓口」を設置し専任の相談支援員等が相談を受け付け、対象者の状況にあった自立に向けての支援プランを策定し、プランに沿った支援を行い、各種支援事業につなげ、自立をサポートします。 	継続	福祉課
生活困窮者援助	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対し、住居確保給付金のほか、子どもの学習支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業を実施し、自立を支援します。 	充実	福祉課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
就労自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止するため、就労により自立した世帯に就労自立給付金を、大学等へ進学した人に進学準備給付金を支給します。 	継続	福祉課
包括的支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて、高齢者の自殺の特徴、自殺のサインへの気づきから、適切な情報提供、関係者との協力・連携等を通じ、孤独・孤立している人への支援を推進します。 	継続	高齢介護課
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ストレスとの付き合い方・解消方法等、こころの健康に関する情報の普及啓発を行います。 	継続	健康推進課
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 面談及び電話でのこころの相談を受けた場合、必要に応じ専門的な相談機関等を紹介します。 	継続	健康推進課
子育て世代包括支援センターでの支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届の受付・母子健康手帳交付時、また乳幼児に関する事業等で、妊娠期から子育て中の相談に応じ、必要な支援を行います。また、産前産後の支援事業の更なる充実を図ります。 	充実	健康推進課
母子及び父子並びに寡婦等に対する自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員が総合相談窓口となり、児童扶養手当の支給等、各種ひとり親家庭の支援を実施します。 	継続	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点 (家庭児童相談)	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住んでいる0～18歳までのすべての子どもとその家族及び妊産婦等に対して、保健師や心理士、教師、保育士等の様々な専門職が、相談全般に応じ、関係機関との連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を行います。 児童虐待や要保護児童に関する相談に応じ、必要な支援を行います。 	充実	子育て支援課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
乳児家庭全戸訪問	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての孤独・孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。支援が必要な家庭には関係機関と連携し、適切なサービス提供に結び付けます。 	継続	子育て支援課
消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 事業者と消費者の情報格差を埋め、行政として中立の立場から専門相談員が適切なアドバイスをし、消費生活におけるトラブルの解決を目指します。 	継続	商工観光課
働く女性の家での支援	<ul style="list-style-type: none"> 働く女性や就労を希望されている女性を支援するための技術向上や資格取得に関する講座・講演会を実施します。 女性の就業、労働条件、育児教育等に関する相談を実施します。 	継続	商工観光課
適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、保護者からの相談を受け、指導・支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。 	継続	学校教育課
教育相談 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒、保護者からの相談を受け、指導・支援を行い、必要に応じて関係機関との連携を行います。 	継続	学校教育課
就学援助 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由によって、就学困難な児童生徒に必要な援助を実施します。 	継続	学校教育課

(2) 自殺発生の危機対応

■ 課題認識

自殺の背景には、うつ状態等の精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤独・孤立、新型コロナウイルス感染拡大の影響で自殺の要因となり得る様々な問題等の社会的要因があります。このため、気軽に相談や心の健康状態をチェックできる環境が必要です。

■ 基本方針

現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺の危険性が高まっている人が抱える様々な問題を解決するため、相談・支援を行う体制の確保を図ります。

■ 施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
電話等相談 (グリーンコール、トワイライトコール)	・ 自殺のリスクを抱える若年者が安心して相談できる電話相談及び来所相談を実施します。精神障がいや人間関係等、自殺リスクに結びつく可能性のある複合的な悩みを抱える若年者を対象に、夜間でも気軽に話のできる電話相談を実施します。	継続	福祉課
ゲートキーパー研修 (再掲)	・ 自殺のリスクを抱える人の周りの人が、自殺のサインに早期に気づき対応できるよう、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの育成対象者を拡大します。	充実	福祉課
ICTを活用した自殺対策	・ ストレスや落ち込み度をチェックし、相談窓口を紹介するシステムである「こころの体温計」を実施します。	継続	福祉課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
学校教育での自殺予防に向けた取組 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間や保健体育等各教科の授業等、学校の教育活動全体を通しての自殺予防に向けた取組や体験活動による命の大切さの理解につながる教育を推進します。 ・ ICT教育の推進とあわせて情報モラル教育の一層の充実を図ります。 	充実	学校教育課
SOSの出し方に関する教育 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間を中心に各教科の授業等、学校の教育活動全体を通してSOSの出し方に関する教育を積極的に推進し、つらいときや苦しいときに助けを求めること等を学ぶ教育を推進します。 	継続	学校教育課

(3) 自殺未遂者に対する支援

■ 課題認識

自殺総合対策大綱において、自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療部門に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であるとされています。

一方で、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤独・孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域や適切な支援とつながることができるよう、孤独・孤立を防ぐための相談先や居場所が必要です。

■ 基本方針

国、府において、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が整備される動向を注視し、必要な連携や支援を検討します。

自殺未遂者に対する相談体制を確保するとともに、再度の自殺企図を回避するための対策として、居場所等の構築を図ります。

また、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる人の支えになりたいと考える人を対象とした研修を開催します。

■ 施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
電話等相談 (グリーンコール、トワイライトコール) (再掲)	・ 自殺のリスクを抱える若年者が安心して相談できる電話相談及び来所相談を実施します。精神障がいや人間関係等、自殺リスクに結びつく可能性のある複合的な悩みを抱える若年者を対象に、夜間でも気軽に話のできる電話相談を実施します。	継続	福祉課
ゲートキーパー研修 (再掲)	・ 自殺のリスクを抱える人の周りの人が、自殺のサインに早期に気づき対応できるよう、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの育成対象者を拡大します。	充実	福祉課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
ICTを活用した自殺対策 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスや落ち込み度をチェックし、相談窓口を紹介するシステムである「こころの体温計」を実施します。 	継続	福祉課
居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺対策に資するための居場所の構築を図ります。 	継続	福祉課
自損行為に係る情報共有 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自損行為による緊急搬送事案が発生した場合、すべての事案について、警察及び関係課と情報共有を行い、必要に応じて、連携を図ります。 ・ 京都府精神科救急医療連携強化事業の一環として、毎月の自損行為による緊急搬送事案件数を京都府に報告し、情報共有を図ります。 	継続	救急課

(4) 自死遺族等に対する支援

■ 課題認識

自殺により遺された人は、まず、様々な手続きや制度の利用等が必要となり、生活上の負担や混乱を経験します。経済的な問題や法的な支援が必要な問題について、自死遺族等が即座に知識を得たり、相談できたりする機会は十分ではありません。加えて心身の不調、また対人関係での傷つきや偏見への恐れから援助希求が妨げられると、正確な情報支援や具体的な問題解決からさらに遠ざかり、非常につらい状況におかれることがあります。

■ 基本方針

社会的に孤独・孤立しがちな様々なケースの自死遺族等に対して、国や府と連携する中で、きめ細かな支援や相談体制を確保し、悩みを抱えた人の居場所等の構築を図るとともに自死遺族等の心のケアや負担軽減に努めます。

■ 施策の方針

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
専門相談 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">法律に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう法律相談（弁護士相談、司法書士相談）を継続して実施します。行政施策等に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう行政相談を継続して実施します。人権に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう人権相談を継続して実施します。	継続	市民活動支援課
男女共同参画支援センターでの支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">女性の生き方やドメスティック・バイオレンス（DV）等に関する困りごとについて、専門家のアドバイスを受けられるよう女性相談（一般相談、専門相談、法律相談）を継続して実施します。	継続	市民活動支援課
ICTを活用した自殺対策 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">ストレスや落ち込み度をチェックし、相談窓口を紹介するシステムである「こころの体温計」を実施します。	継続	福祉課

施策名	施策の内容	今後の方向	関係課
居場所づくり (再掲)	・ 自殺対策に資するための居場所の構築を図ります。	継続	福祉課
おくやみ窓口コンシェルジュ*	・ 亡くなられた後に必要となる市役所での手続きを「おくやみ窓口コンシェルジュ」がお手伝いし、ご遺族の負担軽減に努めます。	新規	市民課
府の取組への協力	・ 京都府が実施する京都府自殺ストップセンターでの相談、自死遺族サポーター等の取組に協力します。	継続	福祉課

第5章 計画推進のために

1 計画推進体制

本計画の推進にあたっては、城陽市が主体となりながら、国、京都府、関係団体と連携を図るとともに、広く市民や関係者などの民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で一体となって自殺対策に取り組むことが重要です。そのため、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

- 市長を本部長とし、副市長、教育長、理事及び各部等の部長級職員で構成する「城陽市自殺対策推進本部」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。
- 計画推進上、国や京都府との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となり、その調整・要請にあたります。

2 市民参加による計画推進体制

学識経験者、福祉団体関係者、保健医療機関関係者、福祉施設関係者、地域福祉関係者等により組織されている「地域福祉推進会議」を核にして、計画の推進にあたっての調整を図ります。

資料編

資料1 城陽市地域福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 「みんなで築く福祉のまちづくり」を基本目標とする城陽市地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進及び、関連計画との一体的な推進を図るため、城陽市地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の事業化に関すること。
- (2) 計画の事業進捗状況の点検に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに関すること。
- (4) 計画の見直しに関すること。
- (5) 関連計画との一体的な計画の推進に必要な事項
- (6) その他計画の推進に必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体の関係者
- (3) 保健医療機関の関係者
- (4) 福祉施設の関係者
- (5) 上記以外の各種団体の関係者
- (6) 行政機関の関係者
- (7) その他計画推進に必要と思われる者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、臨時委員として関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年（1995年）9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年（2000年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年（2003年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年（2006年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年（2014年）8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

資料2 城陽市地域福祉推進会議委員名簿（令和4年度）

（区分別五十音順・敬称略）

区分	委員名	団体名等	備考
学識経験者	上掛 利博	京都府立大学	会長
	渡邊 郁代	学識経験者	
福祉団体の関係者	鈴鹿 義弘	社会福祉法人 城陽市社会福祉協議会	
	田島 茂	城陽市民生児童委員協議会	R4.11.30まで
	田村 順代	城陽市民生児童委員協議会	R4.12.1から
	安田 行雄	城陽市高齢者クラブ連合会	
	芳川 敏博	城陽市身体障害者協会	
保健医療機関の関係者	上野 健太郎	京都府宇治久世歯科医師会	
	梅川 常和	一般社団法人 宇治久世医師会	
	佐藤 敦夫	独立行政法人国立病院機構 南京都病院	副会長
福祉施設の関係者	稲葉 栄子	城陽市介護事業所連絡協議会 （医療法人啓信会 介護老人保健施設 萌木の村）	
	内本 隆宏	城陽市介護事業所連絡協議会 （社会福祉法人 本願寺龍谷会 特別養護老人ホーム ビハーラ本願寺）	
	松野 伸哉	城陽市介護事業所連絡協議会 （特定非営利活動法人 水度坂友愛ホーム）	
	山代 浩史	社会福祉法人 南山城学園	
上記以外の各種団体の関係者	石田 實	城陽市私立保育園連盟	
	西村 繁	城陽商工会議所	
	橋本 光生	一般社団法人 京都府建築士事務所協会	
行政機関の関係者	土井 浩之	京都府山城北保健所	
その他計画推進に必要と思われる者	木枝 順子	市民公募	
	吉岡 則行	市民公募	

資料3 計画の策定経過

年月日	経緯
令和4年（2022年）	
8月19日	令和4年度（2022年度）第1回城陽市自殺対策推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（骨子案）について
8月22日～	令和4年度（2022年度）第1回城陽市地域福祉推進委員会
8月29日	（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（骨子案）について
8月23日～	令和4年度（2022年度）第1回城陽市地域福祉推進会議
8月30日	（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（骨子案）について
10月18日	令和4年度（2022年度）第2回城陽市自殺対策推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（原案）について
10月19日～	令和4年度（2022年度）第3回城陽市地域福祉推進委員会
10月25日	（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（原案）について
11月2日	令和4年度（2022年度）第2回城陽市地域福祉推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（原案）について
12月8日～	第2期城陽市自殺対策計画（原案）に対するパブリック・コメントの実施
1月10日	
令和5年（2023年）	
2月3日～	令和4年度（2022年度）第3回城陽市自殺対策推進本部会議
2月13日	（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（案）について
	令和4年度（2022年度）第4回城陽市地域福祉推進委員会
	（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（案）について
	令和4年度（2022年度）第3回城陽市地域福祉推進会議
	（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期城陽市自殺対策計画（案）について

資料4 用語の説明

用語	説明
【ア行】	
おくやみ窓口コンシェルジュ	遺族の方が必要となる市役所での手続きを総合的に案内する職員。
【カ行】	
京都府自殺ストップセンター	京都府が、悩みを抱えた人を孤立させず、早期の相談により適切な支援を行うとともに、周囲の人にも安心して相談する場所を提供するために平成21年（2009年）10月1日に設置した京都府自殺ストップセンターでは、うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等、自殺につながる様々な背景をもった相談に対して、専門スタッフがチームとして対応し、必要により関係相談機関と連携をとり支援している。必要に応じて関係機関の紹介や、面接相談の予約を行っている。
くらしと仕事の相談窓口	「仕事がなかなか見つからない」、「家賃を滞納している」、「引きこもりの生活をなんとかしたい」等、生活や仕事等でお困りの人に対し、専任の相談支援員が話を聴き、一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
【サ行】	
自殺総合対策大綱	自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととされている。直近では令和4年（2022年）10月に新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。
自殺対策基本法	自殺対策基本法は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律である。平成18年（2006年）に公布、同年10月28日に施行され、平成28年（2016年）4月1日に改正された。
城陽市自殺対策推進本部	本市の自殺対策計画を全庁的な連携によって総合的に推進するため平成29年（2017年）8月1日に設置したもの。 市長を本部長とし、副市長、教育長、理事及び各部等の部長級職員で構成する。

用語	説明
城陽市障がい者自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい者計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、平成 27 年（2015 年）4月1日より、増加する生活困窮者についての早期支援と自立促進を図るために、自立の支援に関する相談、就労支援や学習支援等を行う制度のこと。
【夕行】	
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超越して、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超越して「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。
地域包括支援センター	高齢者の生活を総合的に支えていくため、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする機関である。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者・パートナー等の親密な関係にある（あった）者の間で起こる暴力、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。交際中の人同士、恋人間で生じる暴力を表す「デートDV」という表現もある。
【八行】	
パブリック・コメント	政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。
【マ行】	
メンタルヘルス	メンタルヘルスは、精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩み等の軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障がいの予防と回復を目的とした場面で使われる。厚生労働省では、こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト「みんなのメンタルヘルス」を設けている。

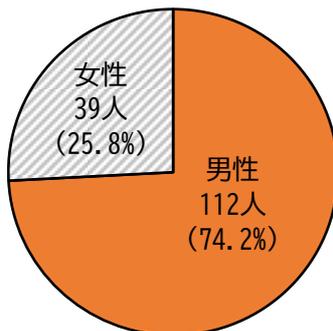
用語	説明
【A～Z】	
ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことで従来の IT に代わって、通信ネットワークによって情報が流通する事の重要性を意識して使用される。
SDGs	Sustainable Development Goals の略で、地球規模の課題に対応するため、2015 年の「国連持続可能な開発サミット」で 193 のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に盛り込まれた、2030 年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策等の 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられており、社会・経済・環境上の様々な課題への対応と解決に向け、世界各国の市民・企業・行政が協働しての取組が進んでいる。

資料5 参考データ

(1) 城陽市の自殺の現状

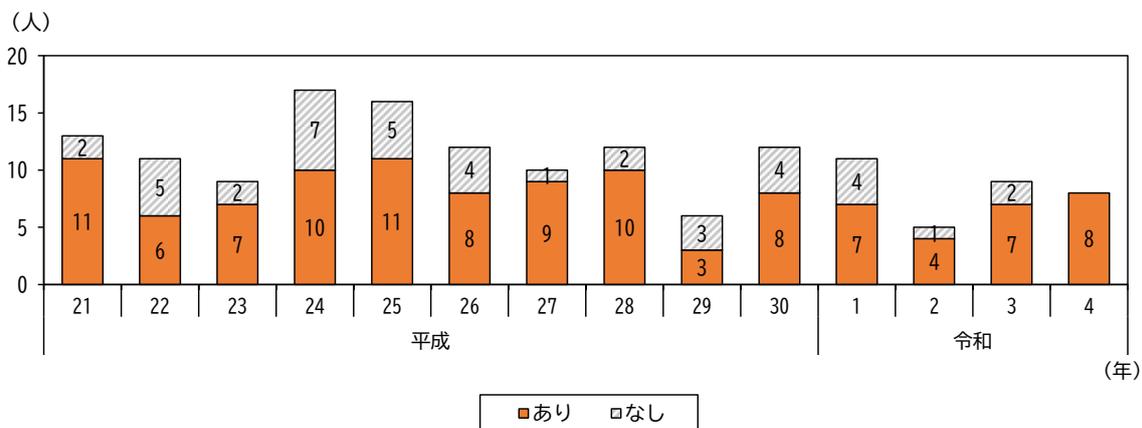
【男女別自殺者数（城陽市）】

（平成21年～令和4年）



出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

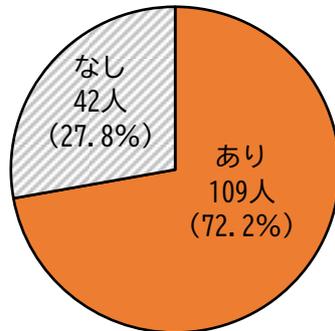
【同居人の有無別自殺者数の推移（城陽市）】



出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【同居人の有無別自殺者数（城陽市）】

（平成21年～令和4年）



出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【職業別自殺者数の推移（城陽市）】

（単位：人）

	職業別										合計
	自営業・ 家族従業者	被雇用・ 勤め人	無職	職業別						不詳	
				学生・ 生徒等	無職者	主婦	失業者	年金・ 雇用保険等 生活者	その他の 無職者		
平成21年	2	3	8	1	7	1	2	2	2	0	13
平成22年	2	3	6	0	6	1	1	3	1	0	11
平成23年	0	5	4	3	1	0	0	1	0	0	9
平成24年	0	3	14	1	13	1	0	6	6	0	17
平成25年	1	5	10	0	10	1	3	2	4	0	16
平成26年	2	5	5	1	4	0	0	3	1	0	12
平成27年	1	2	7	0	7	1	0	2	4	0	10
平成28年	2	1	9	1	8	1	0	4	3	0	12
平成29年	0	1	4	0	4	0	0	4	0	1	6
平成30年	0	4	8	2	6	1	0	3	2	0	12
令和元年	0	4	7	0	7	0	0	5	2	0	11
令和2年	0	1	4	1	3	1	0	0	2	0	5
令和3年	1	5	3	1	2	0	0	1	1	0	9
令和4年	2※		6	0	6	0	1	5	0	0	8

※令和4年は「有職者」

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【原因・動機別自殺者数の推移（城陽市）】

（単位：人）

	原因・動機別								合計
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳	
平成21年	0	6	4	1	0	0	0	5	13
平成22年	3	6	4	4	0	0	0	1	11
平成23年	0	2	3	1	0	0	0	5	9
平成24年	3	8	1	0	0	0	3	7	17
平成25年	2	6	2	0	0	0	0	8	16
平成26年	0	6	0	1	0	0	0	6	12
平成27年	1	11	1	0	1	0	0	1	10
平成28年	1	8	3	0	0	0	1	2	12
平成29年	3	5	0	0	0	0	1	1	6
平成30年	2	8	1	0	0	3	1	2	12
令和元年	0	5	1	1	0	0	0	5	11
令和2年	1	0	0	1	0	0	0	4	5
令和3年	2	2	1	1	0	0	2	4	9
令和4年	0	9	1	2	0	0	0	0	8

※複数の項目に該当するものがあるため、各項目の和は合計に一致しない。

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【自殺企図の場所別自殺者数の推移（城陽市）】

（単位：人）

	場所別							合計
	自宅等	高層ビル	乗物	海(湖)・河川等	山	その他	不詳	
平成21年	5	0	2	3	0	3	0	13
平成22年	6	1	2	0	1	1	0	11
平成23年	3	1	2	0	1	2	0	9
平成24年	10	2	0	1	0	4	0	17
平成25年	13	1	1	0	0	1	0	16
平成26年	9	0	0	1	0	2	0	12
平成27年	6	1	1	1	0	1	0	10
平成28年	8	0	0	0	2	2	0	12
平成29年	3	0	0	1	0	2	0	6
平成30年	7	0	0	0	0	5	0	12
令和元年	6	1	1	0	0	3	0	11
令和2年	2	1	0	1	0	1	0	5
令和3年	5	1	0	1	0	2	0	9
令和4年	6	0	0	1	0	1	0	8

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【自殺企図の手段別自殺者数の推移（城陽市）】

(単位：人)

	手段別							合計
	首つり	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳	
平成21年	8	1	1	2	0	1	0	13
平成22年	7	0	3	1	0	0	0	11
平成23年	4	1	1	1	0	2	0	9
平成24年	12	0	1	2	0	2	0	17
平成25年	10	0	2	1	0	3	0	16
平成26年	9	0	1	1	1	0	0	12
平成27年	7	0	0	2	0	1	0	10
平成28年	11	0	0	0	0	1	0	12
平成29年	3	0	0	0	2	1	0	6
平成30年	8	1	1	0	2	0	0	12
令和元年	7	0	1	1	1	1	0	11
令和2年	2	0	0	1	1	1	0	5
令和3年	7	0	0	1	1	0	0	9
令和4年	8	0	0	0	0	0	0	8

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【自殺の曜日別自殺者数の推移（城陽市）】

(単位：人)

	自殺の曜日別								合計
	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	不詳	
平成21年	1	4	2	0	2	0	4	0	13
平成22年	2	3	2	1	0	2	1	0	11
平成23年	1	2	2	0	1	1	2	0	9
平成24年	2	3	4	2	4	1	1	0	17
平成25年	3	2	4	2	2	2	1	0	16
平成26年	1	4	1	3	2	1	0	0	12
平成27年	2	3	2	2	1	0	0	0	10
平成28年	2	1	1	1	3	0	3	1	12
平成29年	2	1	1	0	1	0	1	0	6
平成30年	1	3	3	2	1	1	1	0	12
令和元年	2	1	3	3	1	1	0	0	11
令和2年	1	2	0	0	1	0	1	0	5
令和3年	0	1	1	3	2	1	1	0	9
令和4年	1	0	1	1	3	1	1	0	8

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【自殺の時間帯別自殺者数の推移（城陽市）】

（単位：人）

	自殺の時間帯別													合計
	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳	
平成21年	3	0	2	2	0	0	0	0	0	1	1	1	3	13
平成22年	0	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	6	11
平成23年	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	4	9
平成24年	1	1	0	1	4	1	1	0	3	0	1	1	3	17
平成25年	2	0	2	3	0	0	1	0	3	0	0	0	5	16
平成26年	1	0	0	2	1	1	2	0	1	1	0	0	3	12
平成27年	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	1	0	3	10
平成28年	0	0	0	0	0	4	1	0	2	0	0	1	4	12
平成29年	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	2	6
平成30年	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	6	12
令和元年	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	1	5	11
令和2年	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	5
令和3年	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1	2	0	2	9
令和4年	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	8

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

【自殺未遂歴の有無別自殺者数の推移（城陽市）】

（単位：人）

	自殺未遂歴の有無			合計
	あり	なし	不詳	
平成21年	2	5	6	13
平成22年	2	7	2	11
平成23年	0	5	4	9
平成24年	4	12	1	17
平成25年	6	8	2	16
平成26年	0	9	3	12
平成27年	4	5	1	10
平成28年	2	7	3	12
平成29年	1	3	2	6
平成30年	3	8	1	12
令和元年	3	7	1	11
令和2年	2	3	0	5
令和3年	2	7	0	9
令和4年	2	5	1	8

出典：「地域における自殺の基礎資料」（厚生労働省）

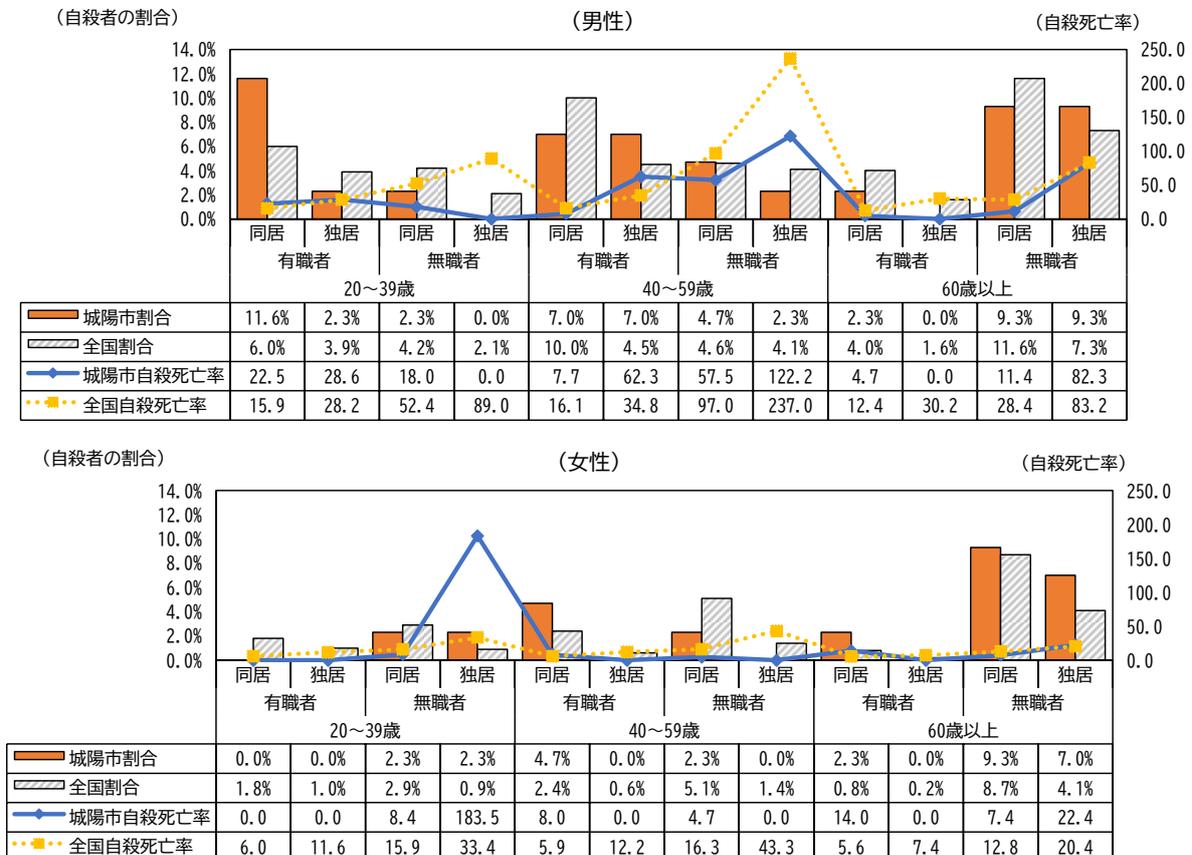
(2) 地域自殺実態プロフィール

～いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2022」(城陽市版)より～

【主な自殺の特徴(自殺日・住居地、平成29年～令和3年合計)】

上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある 主な自殺の危機経路
1位：男性 20～39歳 有職同居	5人	11.6%	22.5	職場の人間関係/仕事の悩み (ブラック企業)→パワハラ+ 過労→うつ状態→自殺
2位：男性 60歳以上 無職独居	4人	9.3%	82.3	失業(退職)+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観 →自殺
3位：男性 60歳以上 無職同居	4人	9.3%	11.4	失業(退職)→生活苦+介護 の悩み(疲れ)+身体疾患→ 自殺
4位：女性 60歳以上 無職同居	4人	9.3%	7.4	身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺
5位：男性 40～59歳 有職独居	3人	7.0%	62.3	配置転換(昇進/降格含む) →過労+仕事の失敗→うつ状 態+アルコール依存→自殺

【自殺者の割合と自殺死亡率(自殺日・住居地、平成29年～令和3年合計)】



【自殺の特性の評価（平成29年～令和3年合計）】

	指標 (自殺死亡率(10万対))	ランク※
総数	11.2	-
20歳未満	6.4	★★a
20歳代	18.5	★a
30歳代	7.6	-
40歳代	14.0	-
50歳代	9.2	-
60歳代	9.2	-
70歳代	16.2	-
80歳以上	9.5	-

※全国の市区町村における当該指標値に基づく順位：「★★」上位10～20%、「★」上位20～40%、「-」その他。
「a」は、自殺者1人の増減でランクが変わることを示す。

【有職者の自殺の内訳（自殺日・住居地、平成29年～令和3年合計）】

	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業者	1人	6.3%	17.5%
被雇用者・勤め人	15人	93.8%	82.5%
合計	16人	100.0%	100%

※性・年齢・同居の有無の不詳を除く。

第2期城陽市自殺対策計画

令和5年（2023年）3月

発行 城陽市 福祉保健部

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話 0774-56-4030（直通）

FAX 0774-56-3999（代表）

Eメール fukushi@city.joyo.lg.jp